65歳以上の方の介護保険料

問い合わせ
・知多北部広域連合　事業課
☎052-689-2261
・役場ふくし課　内線137

介護保険料の額

保険料基準額（7万5396円）を基準にして、前年所得等に基づき所得段階別に保険料を決定します。詳細は7月中旬に送付する介護保険料額決定通知書で確認してください。

賦課期日は毎年4月1日です

4月1日以降、新たに被保険者資格を取得した方は、資格を取得した月（65歳以上で新たに住民となった方は、住民となった日の属する月、4月2日以降に65歳に到達する方は誕生日の前日の属する月）から保険料の賦課がはじまります。

負担割合証

サービスを利用する際にかかった費用のうち、自己負担分（所得金額などに応じて1～3割）をお支払いいただきます。要介護・要支援認定を受けている方全員に負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を送付いたしますので、サービスを利用される方は、ケアマネジャーやサービス事業者へ提示してください。

高額介護サービス費の申請

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合には世帯合算）し、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

減免制度の利用は相談を

●対象
①表1中、減免の対象要件のすべての項目に該当する方（生活保護受給者を除く）
▼申請方法　申請書を役場ふくし課または知多北部広域連合へ
②主たる生計維持者の減収や災害などで保険料の納付が困難な方
▼問い合わせ先へご相談ください。

納付方法

①年金からの天引き（特別徴収）
②納付書による納付（普通徴収）
③口座振替（普通徴収）
年6回に分けて保険料を納付します。8月年金も仮徴収として介護保険料の天引きをしますが、10月以降の年金で、仮徴収した保険料と確定した保険料との差額を天引き（本徴収）して調整します。

納付方法	納付時期（年6回に分けて納付）			
①特別徴収	**仮徴収**（仮算定された額を天引き）		**本徴収**（仮徴収した保険料と確定した保険料との差額を天引き）	
	~~4月~~㊐、~~6月~~㊐、8月		10月、12月、令和8年2月	
②③普通徴収（納期限）	第1期分	8月1日	第4期分	10月31日
	第2期分	8月31日	第5期分	12月26日
	第3期分	9月30日	第6期分	令和8年2月28日

※4月以降に65歳になった方や転入した方などで6、8、10、12、2月の各1日時点の状況で年金保険者（日本年金機構など）から連絡のあった方は約6か月後の年金から天引きされます。
※特別徴収対象年金は、老齢（退職）年金、障害年金および遺族年金です。
※普通徴収の方が納付書で納付できる場所は、納付書裏面をご確認ください。

表1　減免の対象要件

保険料の所得段階	利用者負担額の減免割合	対象要件
第1段階	4分の3	・世帯の年間合計収入が98万円（世帯員2人の場合は32万円加算した額、以後世帯員が1人増えるごとに32万円加算した額）以下の方 ※年金なども含む ・市町村民税の課税者に扶養されていない方（同一生計方を含む） ・世帯の預貯金額の合計が350万円（世帯員2人の場合は100万円加算した額、以後世帯員が1人増えるごとに100万円加算した額）以下の方 ・介護保険料を滞納していない方
第2段階	2分の1	
第3段階		